

2021年5月20日

株 主 各 位

大阪府堺市中区見野山158番地

株式会社 **スーパーツール**

代表取締役社長 平 野 量 夫

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染症拡大防止のために、株主様には極力、郵送での書面による議決権の事前行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。その場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月3日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月4日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府堺市中区見野山158番地
当社本社創進会館
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. | 第61期（2020年3月16日から2021年3月15日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第61期（2020年3月16日から2021年3月15日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

以 上

2頁に記載の「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関するお知らせ」も必ずご確認ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項について、修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.supertool.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関するお知らせ

第61回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、株主様の安全を第一に考え、開催方針を下記のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

1. 会場につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
2. **会場 大阪府堺市中区見野山158番地 当社本社創進会館**
3. 株主総会後に開催しておりました、「経営計画発表会」などは中止とさせていただきます。
4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止および株主様の安全を第一に考え、今回の定時株主総会におきましても、ご来場なさらずとも議決権を行使いただける、郵送での書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
5. ご来場の株主様におかれましては、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただき、マスク着用にてご来場賜りますようお願い申し上げます。
6. 当日は、会場受付前に非接触式体温計にて株主様の体温を計測させていただきます、発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
7. ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声かけをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
8. 株主総会に出席する取締役および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
9. 感染予防の観点から、株主様控室の設置およびお飲み物のご提供を中止いたします。
10. 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.supertool.co.jp/>) に掲載させていただきます。

〔添付書類〕

第61期 事業報告

(2020年3月16日から
2021年3月15日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年4月の緊急事態宣言発令などにより経済活動が抑制され、企業収益は大幅な減少が継続したため、雇用情勢の弱含みが顕著となり設備投資も減少傾向で推移いたしました。その後、個人消費や生産に持ち直しの動きがみられるなど、一部に改善の兆しもありましたが、再び感染拡大傾向に転じ、今年1月、2度目の緊急事態宣言発令などにより景気は厳しい状況で推移いたしました。また、世界経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況のなか、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止対策として濃厚接触回避などの徹底した取り組みを継続し、事業活動を行ってまいりました。金属製品事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業活動が制限されるなか、効率的な営業活動に取り組むとともに、情報収集に努め、顧客ニーズに合致した販売企画により、積極的に販売に努めるとともにブランドの認知度向上などにも取り組んでまいりました。また、開発型企業として、多様化する顧客ニーズに対応するため、社内提案制度などを活用し、既存製品から派生した製品なども含め、あらゆる産業に対応する新製品の開発に注力しながら、人員配置見直しなどによる効率的な生産体制の構築や、最適な事業体制を目指した組織改革などを推し進め、生産効率向上、コストダウンを目指した設備の導入や加工方法の改善なども行い、収益の安定化に取り組んでまいりました。

一方、環境関連事業につきましては、依然として厳しい事業環境となっておりますが、設備投資案件の受注を軸に、環境関連事業への後押しが期待される脱炭素社会実現に向けた仕組みや、FIT（固定価格買取制度）終了後の事業環境の変化に対応すべく、商材の拡充にも注力し、売上確保に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比17.3%減の7,305百万円（前連結会計年度は、8,838百万円）となりました。また利益面につきましては、効率的な事業活動に取り組み、利益確保に努めましたが、売上高の減少により、営業利益は前連結会計年度比39.5%減の559百万円（前連結会計年度は、925百万円）、経常利益は前連結会計年度比41.4%減の486百万円（前連結会計年度は、830百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比41.8%減の322百万円（前連結会計年度は、554百万円）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

〔金属製品事業〕

国内販売において、作業工具の分野では、豊富なラインナップとユーザー視点で付加された早送り機構により作業効率に優れたクイックワイドモンキレンチなどのレンチ類や配管工具類、産業機器の分野では、作業性と安全性を兼ね備えた吊クランプ類や、足をコの字タイプとし、さらにコンパクトさを追求したマルチクレーンなどのクレーン類など、多彩な製品群と新製品を軸に工夫を凝らした販促ツールなどによる商品提案や、効果的な販売企画などを行い、売上確保に努めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、国内経済では、設備投資の減少傾向などにより、特に工作機械に使用される治工具類の販売が厳しい状況となったこともあり、総じて幅広い産業で使用される当社製品において販売が伸び悩みました。

海外市場につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業活動が制限され、特に当社の主要市場である韓国においても、段階的に部分的な都市封鎖が行われるなど、多大な影響を受け、非常に厳しい状況で推移しました。このような状況のなか、安全性と日本企業の製品であることをアピールポイントとし、ブランドの認知度とイメージ向上を目指した新たなプロモーション施策の実施や、販売力強化のための組織体制の構築なども行い売上確保に努めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、販売が伸び悩みました。

これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比11.7%減の4,628百万円（前連結会計年度は、5,238百万円）、セグメント利益は前連結会計年度比18.3%減の863百万円（前連結会計年度は、1,056百万円）となりました。

〔環境関連事業〕

継続する厳しい事業環境に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、設備投資も減少がみられるなか、より筋肉質な事業体制を構築すべく、設置コストや運用面でメリットが多い水上設置型メガソーラーなどの大口の設備投資案件やセカンダリー案件の受注獲得に注力してまいりました。また、FIT終了後を見据え、FITに頼らない「非FIT」の筆頭事業モデルとされる自家消費型太陽光発電の模索や太陽光関連部材のラインナップ拡充など、建設から販売まで幅広く展開し、売上確保に努めてまいりました。また、売電部門では、大阪府南河内郡河南町及び柏原市に設置しています3ヵ所の発電所が順調に稼働しており、収益の安定化に寄与しています。

これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比25.6%減の2,676百万円(前連結会計年度は、3,599百万円)、セグメント利益は前連結会計年度比66.7%減の92百万円(前連結会計年度は、278百万円)となりました。

事業別売上高は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

事業	第 60 期 (前連結会計年度)		第 61 期 (当連結会計年度)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
金 属 製 品 事 業	5,238	59.3%	4,628	63.4%
環 境 関 連 事 業	3,599	40.7	2,676	36.6
消 去	—	—	—	—
合 計	8,838	100.0	7,305	100.0

② 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、主に金属製品事業における工作機械の最新設備導入による生産性向上の設備投資（投資額69百万円）であります。

なお、設備投資資金は、すべて自己資金で賄っております。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 (2018年3月期)	第 59 期 (2019年3月期)	第 60 期 (2020年3月期)	第 61 期 (当連結会計年度 (2021年3月期))
売 上 高(百万円)	6,730	7,469	8,838	7,305
経 常 利 益(百万円)	658	853	830	486
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	409	601	554	322
1株当たり当期純利益 (円)	39.35	291.81	270.72	158.15
総 資 産(百万円)	11,391	12,808	12,266	14,852
純 資 産(百万円)	8,409	8,747	9,002	9,238
1株当たり純資産額 (円)	809.06	4,284.36	4,393.70	4,542.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は、2018年9月16日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第59期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 (2018年3月期)	第 59 期 (2019年3月期)	第 60 期 (2020年3月期)	第 61 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	5,503	5,892	5,374	4,761
経 常 利 益(百万円)	671	783	610	453
当 期 純 利 益(百万円)	441	528	411	302
1株当たり当期純利益 (円)	42.46	256.32	200.88	148.38
総 資 産(百万円)	11,020	11,194	10,962	11,357
純 資 産(百万円)	8,123	8,402	8,530	8,716
1株当たり純資産額 (円)	781.55	4,115.55	4,163.33	4,286.22

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 当社は、2018年9月16日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第59期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社スーパーツールECO	99百万円	100.0%	太陽光パネル等の仕入、販売及び施工
S U P E R T O O L K O R E A C O . , L T D .	100百万ウォン	100.0%	金属製品の販売

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大がワクチン接種等の開始により抑制され、経済活動の回復が期待されるものの、新たな変異株の発生等のリスクも存在し、先行き不透明な状況で推移すると予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、お客様第一に顧客満足度を高める方針のもと、1918年の創業より「開発型企業」として100年以上の歴史と伝統に培われた技術と独創性で、今後、コロナ時代を含むさまざまな事業環境の変化に対応すべく、ユーザー視点に立った製品群の充実と、ニーズを反映したオンリーワンとなる製品の開発に取り組みながら、人材育成のための環境整備や社内コミュニケーション向上への取り組みなど組織力の強化にも取り組んでまいります。また、省力化により、生産性を向上させるとともに、環境変化に対応できる生産体制の構築や、中長期的な原価低減活動、人材育成においても、研修制度やキャリア形成のための体系を整備することにより、時代の変化に対応しながら新たな価値の創造に積極的に挑戦する従業員の育成に取り組み、より安全で作業効率性の高い製品開発に傾注し、企業価値の向上に努力してまいります。

主要事業である金属製品事業につきましては、世界的にAIやIoT化が進む中、国内市場において顧客ニーズも多様化しております。そのニーズに応えるべく、マーケティングオートメーションを活用し、製造・販売・技術開発部門が一体となってオンリーワンの新製品開発に取り組むとともに、新規販路の開拓や製造コストの低減努力を継続して、収益基盤の強化を進めてまいります。これらを具現化するため、新製品開発、品質及び生産体制の更なる向上を目的とした設備投資を積極的に行ってまいります。海外市場においては、韓国現地法人の強みを活かした営業施策の展開や、その他の地域については、海外市場におけるブランドイメージ、認知度の向上を目指した取り組みに注力するとともに更なる販路拡大を積極的に進めてまいります。

環境関連事業につきましては、大阪府河南町及び柏原市に設置した3ヵ所の発電所は順調に稼働しており、収益の安定化に寄与しています。その一方で環境関連事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、市場規模的にも伸び悩み傾向にあります。そのため、制度改正などの変化に対応し、顧客ニーズをいち早く汲み取り、より利益率の高い案件の受注に注力し、筋肉質な事業体制の構築を図ってまいります。

これらの事業に加え、当社グループのさらなる発展のための新規事業にも引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（2021年3月15日現在）

事業区分	主要な製品・事業
金属製品事業	<レンチ、スパナ、プライヤ類> ラチェットレンチ、ギアレンチ、モンキレンチ、ラチェットモンキー、トグルクランプ、L型クランプ、デジタルトルクレンチ、メカニカルトルクレンチなど <配管工具類> スーパートング、パイプレンチ、チューブカッター、油圧式パイプベンダー、フレアリングツール、モーターレンチなど <プーラ類> ギヤプーラ、ベアリングプーラ、セパレータ、スライドプーラ、油圧プーラ、ギヤプーラオートグリップ型など <治工具類> 治具ブロック、精密バイス、真空チャック、クランピングツール、切削式・転造式ローレットホルダーなど <吊クランプ類> 鉄鋼用各種クランプ、コンクリート2次製品用各種クランプ、ハウジング用各種クランプなど <クレーン類> ジブクレーン、アームスライド式クレーン、門型クレーン、マルチクレーン、特殊クレーンなど <マグネット類> サニタリー用各種マグネットバーなど
環境関連事業	太陽電池モジュール・周辺機材の販売及び施工、売電事業、太陽光発電所販売など

6. 主要な営業所及び工場（2021年3月15日現在）

当 社	本 社 ・ 工 場	大阪（堺市）
	支 店	大阪（堺市）、東京、名古屋
	営 業 所	札幌、仙台、新潟、北関東、広島、福岡
	物 流 セ ン タ ー	埼玉
株式会社スーパーツールECO	本 社	大阪（堺市）
SUPER TOOL KOREA CO., LTD.	営 業 所	韓国

7. 使用人の状況（2021年3月15日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
113名	2名減

（注）1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数には契約社員43名及びパートタイマーの期中平均人員46名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
110名	2名減	41.1歳	14.7年

（注）1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数には契約社員37名及びパートタイマーの期中平均人員45名を含んでおりません。

8. 主要な借入先及び借入額（2021年3月15日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	360百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	277
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	15

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2021年3月15日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,084,304株（自己株式50,651株を含む。）
- (3) 株主数 1,889名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ホ ラ イ ズ ン 株 式 会 社	163千株	8.03%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	119	5.89
NIHON GLOBAL GROWTH PARTNERS LLC	104	5.13
BANK JULIUS BAER SINGAPORE INDIVIDUAL PORTFOLIO NO. SG06922000-02	88	4.32
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	69	3.39
電 利 英	45	2.23
S H I G E T A M I T S U T O K I	44	2.18
吉 川 明	35	1.75
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	34	1.67
電 圭 人	29	1.46

(注) 1. 当社は、自己株式50,651株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年7月10日付で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対して、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式6,370株の自己株式の処分を行っております。また、同日付で、執行役員7名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式2,280株の自己株式の処分を行っております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2021年3月15日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	平 野 量 夫	
取 締 役	田 中 穰	執行役員経理部兼総務部部长
取 締 役	熊 谷 宏	執行役員営業開拓推進部長
取 締 役	赫 高 規	弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 株式会社高速 代表取締役会長 京都大学法科大学院 特別教授
取 締 役 (監査等委員・常勤)	河 村 信 広	
取 締 役 (監査等委員)	田 中 豪	田中公認会計士事務所所長
取 締 役 (監査等委員)	深 堀 知 子	堺けやき法律事務所 弁護士

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

2020年6月5日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役篠原 宏尚氏は任期満了により退任いたしました。

2. 取締役赫 高規氏並びに取締役（監査等委員）田中 豪氏及び深堀 知子氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役赫 高規氏は経営者として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、弁護士の資格も有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）田中 豪氏は公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）深堀 知子氏は弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために河村 信広氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとする。また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、業務執行を担う取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、それぞれの役割と職責、業績及び成果にふさわしい水準となっているか、企業価値向上に対する適切な動機付けとなっているかなどの観点から慎重な検討を行い、決定する。監査等委員でない社外取締役の報酬は、役割と職責及び職業的専門性等を勘案し決定する。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、それぞれの役割と職責にふさわしい水準となっているか、企業価値向上に対する適切な動機付けとなっているかなどの観点から慎重な検討を行い、決定する。

- ③ 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、当社における各割当対象者の役位、職責、貢献度、株価等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定する。

- ④ 基本報酬の額及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

取締役の個人別の報酬については、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定するものとする。なお、業務執行取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、代表取締役社長の案を踏まえ、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内において、取締役会の決議により決定する。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	54 (5)	41 (5)	13 (-)	5 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19 (7)	19 (7)	(-) (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	74 (12)	60 (12)	13 (-)	8 (3)

(注) 1. 上記には、2020年6月5日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

2. 取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2018年6月8日開催の第58回定時株主総会において、報酬を年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月8日開催の第58回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する株式報酬の額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、3名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月8日開催の第58回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「(1)取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
5. 取締役会は、代表取締役社長 平野量夫に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその妥当性等について確認しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ① 取締役赫 高規氏は、弁護士法人関西法律特許事務所弁護士、株式会社高速の代表取締役会長及び京都大学法科大学院特別教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 取締役（監査等委員）田中 豪氏は、田中公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 取締役（監査等委員）深堀 知子氏は、堺けやき法律事務所弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 赫 高 規	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、企業経営の豊富な経験と弁護士として法律に関する専門的な知識を生かし、助言・発言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 田 中 豪	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験から、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言等を行っており、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 深 堀 知 子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っており、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は法令及び定款を遵守し、企業理念及び行動規範に基づいた行動をとるべく、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人がそれぞれの立場で自らが主体的に法令及び定款を遵守して業務の遂行にあたる。
- (2) コンプライアンス体制の構築、維持、整備並びに財務リスク、業務リスク等の総括的な管理を目的とした「コンプライアンス・リスク委員会」を設けそのなかで、コンプライアンス、行動規範等の規定の整備並びに研修等により、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (3) コンプライアンス違反が行われた場合や行われようとしている行為を取締役及び使用人等が発見した場合には、すみやかに取締役会及びコンプライアンス・リスク委員会に報告される体制をとり、未然防止やその早期発見と適切な対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の意思決定に係わる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁に係わる情報の取り扱いについて、「文書管理規程」等社内規程に従って保存・管理を徹底し、情報セキュリティの確保を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全般を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、環境、災害、品質、情報セキュリティ等財務リスク、業務リスク等の危機管理を総括的に管理する。

- (2) 経営に重大な影響を与える事象が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任を明確化する。
- (2) 取締役会は、年度計画及び中期経営計画を策定するとともに、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (3) 取締役は、業務執行について取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- (4) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルートに則り業務を遂行することとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の運営については担当部署を定め、「関係会社管理規程」に従い、事業活動上の重要な事項について報告を求めるとともに、必要に応じてあらかじめ協議を行い、当社の承認を得る体制とする。
- (2) 適正かつ円滑な連結会計処理を行うため、子会社には月次会計報告を求めるとともに、適宜、情報交換を行う。
- (3) 当社は子会社の業務の適正を確保するため、適宜、内部監査を実施する体制とする。

6. 当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役等が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。

8. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
- (2) 当社グループ企業全ての監査等委員及び監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的にグループ監査役会を開催し、意見交換を行う。
- (3) 当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密にする。
- (4) 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を当事業年度において16回開催し、法令や定款等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定しております。また、子会社の月次報告の業績について分析と評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議しております。
- (2) 当事業年度において、監査等委員会を13回開催し、監査計画に基づいた監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等重要な会議への出席、会計監査人との情報交換により、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (3) リスク管理を行う横断的な組織としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しており、社内外における情報を収集し、多様な観点からリスクの特定、分析、評価を行いました。
- (4) 内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社及び当社の子会社の内部監査、決算財務統制の整備及び運用状況の評価を実施し、それぞれの検証評価結果を内部監査報告書として取締役会に対し報告を行っております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令及び企業倫理の遵守を経営の根幹とし、「コンプライアンス規程」に定め、反社会的勢力との関係遮断についても同規程に明記するとともに、反社会的勢力との関係遮断のための管理体制を以下のとおり整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当請求防止責任者の設置状況

総務部に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署の総務部において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力排除のための対応マニュアルを整備し、対応マニュアルに沿った組織的な対応の徹底を図っております。

(5) 研修活動の状況

外部の専門機関による情報収集、教育・研修に積極的に参加し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項として認識しており、株主構成等を総合的に判断して防衛策の導入を検討することとしております。現時点におきましては、現状の株主構成等を総合的に判断して防衛策は導入しておりません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

また、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,565,209	流 動 負 債	3,863,005
現 金 及 び 預 金	2,126,199	支払手形及び買掛金	1,074,087
受取手形及び売掛金	1,451,030	短 期 借 入 金	1,520,000
商 品 及 び 製 品	1,887,253	1年内返済予定の長期借入金	114,960
仕 掛 品	801,855	未 払 金	910,698
原材料及び貯蔵品	278,125	前 受 金	84,695
前 渡 金	1,440,555	未 払 法 人 税 等	94,203
未 収 入 金	525,101	賞 与 引 当 金	48,736
そ の 他	55,088	そ の 他	15,623
固 定 資 産	6,286,935	固 定 負 債	1,750,568
有 形 固 定 資 産	5,800,533	長 期 借 入 金	537,580
建 物 及 び 構 築 物	426,233	再評価に係る繰延税金負債	1,022,632
機械装置及び運搬具	827,034	繰 延 税 金 負 債	2,125
土 地	4,499,357	退職給付に係る負債	187,246
建 設 仮 勘 定	15,369	そ の 他	983
そ の 他	32,538	負 債 合 計	5,613,573
無 形 固 定 資 産	59,441	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	426,959	株 主 資 本	6,780,574
投 資 有 価 証 券	338,453	資 本 金	1,902,597
繰 延 税 金 資 産	56,135	資 本 剰 余 金	837,206
そ の 他	32,370	利 益 剰 余 金	4,154,993
資 産 合 計	14,852,144	自 己 株 式	△114,222
		その他の包括利益累計額	2,457,996
		その他有価証券評価差額金	139,839
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,242
		土地再評価差額金	2,317,100
		為替換算調整勘定	△185
		純 資 産 合 計	9,238,570
		負債及び純資産合計	14,852,144

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年3月16日から
2021年3月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,305,078
売 上 原 価		5,430,078
売 上 総 利 益		1,874,999
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,315,109
営 業 利 益		559,890
営 業 外 収 益		24,123
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,591	
受 取 保 険 金	3,800	
助 成 金 収 入	6,489	
為 替 差 益	3,484	
そ の 他	3,757	97,701
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,172	
売 上 割 引	88,433	
そ の 他	1,096	
経 常 利 益		486,311
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,145	5,145
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		481,166
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		198,932
法 人 税 等 調 整 額		△40,193
当 期 純 利 益		322,428
親会社株主に帰属する当期純利益		322,428

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月16日から
2021年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,902,597	839,176	3,985,782	△84,677	6,642,879
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△153,217	－	△153,217
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	322,428	－	322,428
自己株式の取得	－	－	－	△50,295	△50,295
自己株式の処分	－	△1,970	－	20,750	18,779
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,970	169,211	△29,545	137,695
当 期 末 残 高	1,902,597	837,206	4,154,993	△114,222	6,780,574

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	74,453	△30,417	2,317,100	△1,310	2,359,826	9,002,705
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△153,217
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	322,428
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△50,295
自己株式の処分	－	－	－	－	－	18,779
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	65,385	31,660	－	1,124	98,170	98,170
当 期 変 動 額 合 計	65,385	31,660	－	1,124	98,170	235,865
当 期 末 残 高	139,839	1,242	2,317,100	△185	2,457,996	9,238,570

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

2 社

連結子会社の名称

株式会社スーパーツールＥＣＯ

SUPER TOOL KOREA CO., LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電事業で使用する機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

I. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

II. ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

Ⅲ. ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

Ⅳ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

Ⅴ. その他

リスク管理の運営担当部署は当社経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じ、当社取締役会の報告又は承認を必要としております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	191,242千円
機械装置及び運搬具	269,947
土地	4,088,201
計	4,549,391

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	15,000千円
---------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	4,203,706千円
-------------------	-------------

3. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	7,089千円
機械装置及び運搬具	27,411
計	34,500

4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価に係る税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令に定める地価税法に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月15日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における

△2,932,110千円

時価と再評価後の帳簿価額との差額

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	2,084,304	—	—	2,084,304

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	35,299	24,002	8,650	50,651

（注）自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買い取りによる増加	102株
取締役会決議による自己株式取得による増加	23,900株
自己株式の処分による減少	8,650株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月5日 定 時 株 主 総 会	普通株式	92,205	45.00	2020年3月15日	2020年6月8日
2020年10月15日 取 締 役 会	普通株式	61,011	30.00	2020年9月15日	2020年11月16日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月4日開催の定時株主総会において次の議案を付議しております。

株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
普 通 株 式	利 益 剰 余 金	61,009	30.00	2021年3月15日	2021年6月7日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、事業計画により必要に応じて主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。リスクの高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じ為替予約取引を利用してヘッジしております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は、最長で9年であります。

デリバティブ取引は、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権等について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注

記 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法 IV. ヘッジ有効性評価の方法」をご参照ください。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市場や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、四半期ごとに時価を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。
（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,126,199	2,126,199	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,451,030	1,451,030	—
(3) 前 渡 金	1,440,555	1,440,555	—
(4) 未 収 入 金	525,101	525,101	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	335,227	335,227	—
資 産 計	5,878,114	5,878,114	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,074,087	1,074,087	—
(2) 未 払 金	910,698	910,698	—
(3) 未 払 法 人 税 等	94,203	94,203	—
(4) 長期借入金(※)	652,540	643,652	△8,887
(5) 短期借入金	1,520,000	1,520,000	—
負 債 計	4,251,529	4,242,642	△8,887
デリバティブ取引	1,791	1,791	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 前渡金、並びに(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等並びに(5) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（後記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（前記「(4) 長期借入金」参照）。為替予約取引につきましては、金融機関から提示された時価情報を基に算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	3,226

上記の金融商品については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,126,199	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,451,030	—	—	—
未収入金	525,101	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)	—	—	—	—
合 計	4,102,332	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	114,960	99,960	99,960	99,960	69,960	167,740

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,542円85銭
2. 1株当たり当期純利益	158円15銭

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。当社の退職一時金の一部は、当社が加入している中小企業退職金共済制度から支給されます。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	192,421千円
退職給付費用	28,410
退職給付の支払額	△28,270
制度への拠出額	△5,315
退職給付に係る負債の期末残高	187,246

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	276,682千円
年金資産	△89,435
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,246
退職給付に係る負債	187,246千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,246

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28,410千円
----------------	----------

貸 借 対 照 表

(2021年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,002,880	流 動 負 債	891,891
現 金 及 び 預 金	1,475,074	支 払 手 形	161,708
受 取 手 形	167,192	買 掛 金	130,101
売 掛 金	476,435	1年内返済予定の長期借入金	114,960
製 品	1,524,204	未 払 金	317,346
仕 掛 品	801,324	未 払 費 用	10,175
原材料及び貯蔵品	278,125	未 払 法 人 税 等	94,203
前 渡 金	2,847	預 り 金	470
前 払 費 用	23,335	前 受 金	10,599
短 期 貸 付 金	250,245	前 受 収 益	76
そ の 他	4,095	賞 与 引 当 金	47,700
固 定 資 産	6,354,127	そ の 他	4,549
有 形 固 定 資 産	5,832,316	固 定 負 債	1,748,442
建 物	419,732	長 期 借 入 金	537,580
構 築 物	6,500	再評価に係る繰延税金負債	1,022,632
機 械 及 び 装 置	850,789	退職給付引当金	187,246
車 両 運 搬 具	8,535	そ の 他	983
工具、器具及び備品	32,030	負 債 合 計	2,640,334
土 地	4,499,357	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	15,369	株 主 資 本	6,258,491
無 形 固 定 資 産	58,569	資 本 金	1,902,597
ソ フ ト ウ ェ ア	54,016	資 本 剰 余 金	837,206
電 話 加 入 権	4,553	資 本 準 備 金	729,220
投 資 其 他 の 資 産	463,241	そ の 他 資 本 剰 余 金	107,985
投 資 有 価 証 券	338,453	利 益 剰 余 金	3,632,911
関 係 会 社 株 式	50,736	利 益 準 備 金	75,921
出 資 金	5,550	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,556,989
長 期 前 払 費 用	4,919	特 別 償 却 準 備 金	57,925
繰 延 税 金 資 産	43,971	繰 越 利 益 剰 余 金	3,499,064
そ の 他	19,609	自 己 株 式	△114,222
資 産 合 計	11,357,008	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,458,182
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	139,839
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,242
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,317,100
		純 資 産 合 計	8,716,674
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,357,008

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年3月16日から
2021年3月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,761,583
売 上 原 価		3,032,307
売 上 総 利 益		1,729,276
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,208,961
営 業 利 益		520,315
営 業 外 収 益		27,521
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,936	
受 取 保 険 金	3,800	
助 成 金 収 入	6,489	
為 替 差 益	3,277	
そ の 他	6,016	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,402	
売 上 割 引	88,433	
そ の 他	936	
経 常 利 益		453,064
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,145	5,145
税 引 前 当 期 純 利 益		447,919
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		194,899
法 人 税 等 調 整 額		△49,492
当 期 純 利 益		302,513

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月16日から
2021年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却 準 備 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,902,597	729,220	109,956	839,176	75,921	157,387	3,250,306	3,483,615	△84,677	6,140,712
当 期 変 動 額										
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△99,461	99,461	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△153,217	△153,217	—	△153,217
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	302,513	302,513	—	302,513
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△50,295	△50,295
自己株式の処分	—	—	△1,970	△1,970	—	—	—	—	20,750	18,779
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1,970	△1,970	—	△99,461	248,757	149,295	△29,545	117,779
当 期 末 残 高	1,902,597	729,220	107,985	837,206	75,921	57,925	3,499,064	3,632,911	△114,222	6,258,491

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	74,453	△1,591	2,317,100	2,389,962	8,530,675
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△153,217
当 期 純 利 益	—	—	—	—	302,513
自己株式の取得	—	—	—	—	△50,295
自己株式の処分	—	—	—	—	18,779
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	65,385	2,833	—	68,219	68,219
当期変動額合計	65,385	2,833	—	68,219	185,998
当 期 末 残 高	139,839	1,242	2,317,100	2,458,182	8,716,674

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

製品、仕掛品、原材料、貯蔵品……総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電事業で使用する機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～50年
----	--------

構築物	7年～45年
-----	--------

機械及び装置	10年～17年
--------	---------

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の残高に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b. ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

③ ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理の運営担当部署は経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じ、取締役会の報告又は承認を必要としております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	184,741千円
構築物	6,500
機械及び装置	269,947
土地	4,088,201
計	4,549,391

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	15,000千円
---------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,219,355千円

3. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	7,089千円
機械及び装置	27,411
計	34,500

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	251,477千円
短期金銭債務	533

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	14,288千円
営業取引以外の取引	4,815

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	35,299	24,002	8,650	50,651

(注) 自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買い取りによる増加	102株
取締役会決議による自己株式取得による増加	23,900株
自己株式の処分による減少	8,650株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 千円

棚卸資産	31,246
未払金	4,289
未払事業税	7,639
賞与引当金	14,605
退職給付引当金	57,334
投資有価証券	1,634
関係会社株式評価損	11,281
株式報酬費用	11,582
その他	7,530
小計	147,145
評価性引当金	△15,344
繰延税金資産の合計	131,801

繰延税金負債 千円

特別償却準備金	△25,564
その他有価証券評価差額金	△61,716
繰延ヘッジ損益	△548
繰延税金負債の合計	△87,829
繰延税金資産の純額	43,971

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社スーパーツールＥＣＯ	所有 直接100.0%	役員の兼務	債務保証 (注1)	1,520,000	—	—
				資金の回収 (注2)	500,000	短期貸付金	250,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社スーパーツールＥＣＯに対する債務保証については、銀行からの借入金等に対して債務保証を行っているものであり、保証料は受け取っておりません。

(注2) 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案し、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,286円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 148円38銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月26日

株式会社スーパーツール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 内 茂 之 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 内 威 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スーパーツールの2020年3月16日から2021年3月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スーパーツール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年 4 月 26 日

株式会社スーパーツール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 内 茂 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 内 威 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スーパーツールの2020年3月16日から2021年3月15日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月16日から2021年3月15日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2021年4月27日

株式会社スーパーツール 監査等委員会

常勤監査等委員 河 村 信 広 ㊟

監 査 等 委 員 田 中 豪 ㊟

監 査 等 委 員 深 堀 知 子 ㊟

(注) 監査等委員田中 豪及び深堀 知子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、会社を取り巻く環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額61,009,590円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月7日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は1株につき60円となります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	ひらの かづ お 平 野 量 夫 (1967年1月11日生)	1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2005年1月 平野公認会計士事務所開設 2005年2月 税理士登録 2013年5月 当社入社 経理部長 2014年6月 当社取締役上席執行役員管理本 部長 2015年6月 当社常務取締役管理本部長 2016年6月 当社常務取締役管理本部長兼社 長室長 2017年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	11,900株
2	たなか ゆたか 田 中 穰 (1968年8月22日生)	1989年4月 株式会社新橋入社 2005年2月 同社統括部長 2006年2月 株式会社太陽総合鑑定所入社 2006年3月 株式会社TAFFホールディングス 転籍 2008年10月 同社取締役 2011年8月 オッペン化粧品株式会社入社 2016年11月 同社経理部長 2017年6月 同社子会社株式会社ハッピーヘ ルツ取締役 2017年6月 同社子会社株式会社システムデ バイステクノロジー取締役 2017年8月 当社入社 経理部兼総務部次長 2018年12月 当社執行役員経理部兼総務部部長 2019年6月 当社取締役執行役員経理部兼総 務部部長 現在に至る	1,938株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	こ 中 渉 小 中 渉 (1972年 9 月28日生)	1998年10月 中央監査法人入社 2008年 8 月 新日本有限責任監査法人入社 2018年 5 月 当社入社 社長室長 2018年12月 当社執行役員製造部次長 2020年 6 月 当社執行役員製造部長 現在に至る	640株
4	てらし 高 規 赫 高 規 (1969年 5 月20日生)	2000年 4 月 大阪弁護士会登録 2003年 6 月 株式会社高速監査役 2006年 6 月 同社取締役副社長 2013年 4 月 同社取締役副会長 2013年 6 月 同社代表取締役副会長 2015年 6 月 同社代表取締役会長（現任） 2018年 6 月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 株式会社高速 代表取締役会長 京都大学法科大学院 特別教授	一株

- (注) 1. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赫 高規氏は、社外取締役候補者であります。
3. 赫 高規氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 赫 高規氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、弁護士として、企業法務にも精通しており、当該知見を活かして、独立した客観的な立場から、引き続き当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると期待したためであります。
5. 当社は、赫 高規氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、赫 高規氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額当社が負担しております。当該保険契約では、被

保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

〒599-8243 大阪府堺市中区見野山158番地

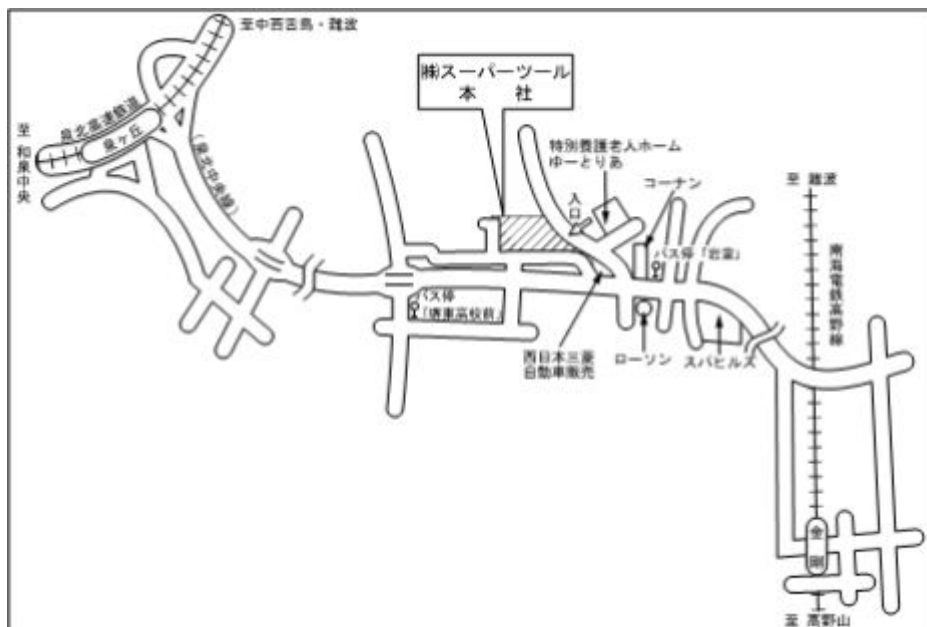
当社本社創進会館

電話 (072) 236-5521

南海バス 泉ヶ丘駅より金剛駅（岩室経由）行 バス停「岩室」下車徒歩5分

泉ヶ丘駅より高倉台回り バス停「堺東高校前」下車徒歩7分

金剛駅より泉ヶ丘駅（岩室経由）行 バス停「岩室」下車徒歩5分



2 頁に記載の「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関するお知らせ」も必ずご確認ください。